

公文書館だより

札幌市にとってのテレビ塔設置の意義を考える

～最新受け入れ特定重要公文書をもとに～



はじめに

『テレビ塔関係書類綴』(簿冊コード2023-0372。以下、『関係書類』という。)は、本稿執筆時点で目録公開されているうち最新受け入れの特定重要公文書¹である。

本稿では『関係書類』の内容をもとに、札幌市(以下、市という。)のシンボルの一つとして高い知名度を持つさっぽろテレビ塔(以下、テレビ塔という。)の、設置やその後に關する市の関わり方について、3つの観点から考察する。そのうえで、まとめとして市にとってのテレビ塔設置の意義について考えてみたい。

1. テレビ塔設置について札幌市はどのように関わっていたのか

日本のテレビ放送は、昭和28(1953)年2月1日に日本放送協会(以下、NHKという。)が東京で開始し、以後大阪や名古屋でも放送が始まった。さらにNHKは北海道でのテレビ普及にむけて放送局の建設計画を立てたが、その中でテレビ放送に必要な高い鉄塔の建設地として大通西一丁目広場が適切とし、名古屋市の例にならいテレビ塔に展望台を併設した形がよいという意見を付した(『二十年史』:3)。

NHKの計画を受け、札幌商工会議所はテレビ塔設置に向けて動きはじめた。北海道新聞記事「都心にテレビ塔設立」(昭和30年10月26日)では、「展望台の設備を持った大テレビ塔を建設し、新しい観光名所とし」たいという、札幌商工会議所の構想が示されている。前例とされた名古屋市のテレビ塔でも「連日収容し切れぬほどの観客を集めている」と、観

光面での意義が強調されている。続いてHBC(北海道放送)とNHKで共用²するテレビ塔の設置にむけて世話人会をつくることが報じられた³。昭和30(1955)年12月1日には市長他6名による「テレビ塔建設世話人会」の第一回会合が開催された(同前)。

翌昭和31(1956)年6月には、前札幌市助役を委員長とする発起人会を設置し(『二十年史』:11)、塔設置の実現と運営会社である北海道観光株式会社⁴(以下、会社という。)の設立に向けて動き出した。

ところで、テレビ塔設置にあたってはその候補地が市有地である大通西一丁目広場とされたため、関係団体である市・会社・NHKの3者で設置及び土地の使用に関して契約を結ぶ必要があった。『関係書類』によれば、契約案は昭和31年5月28日市長決裁を経て同月30日の札幌市議会第二回臨時会にて議案第3号「テレビ塔設置に伴う契約締結の件」として審議された。提案説明⁵で市長は、マイクロウェーブ⁶が同年8月末に完成予定であり、NHKによる北海道でのテレビ放送が可能となること、そのため一刻も早くテレビ塔設置の工事を始める必要があることを訴えた。さらに「本市の繁栄策としても、このテレビ塔に観光施設を設けることが適当である」と、観光面における意義を述べた。質疑後、総務委員会の審査を経て本件は原案可決し、同年7月7日に市・会社・NHKの3者により契約を締結した。

『関係書類』に綴られている契約書は、全18条からなる。注目点としては以下の3点が挙げられる。

¹ 公文書管理法第2条にいう「特定歴史公文書等」に相当する、札幌市での呼称。

² 北海道新聞記事「NHK 単独で使用、テレビ塔建設世話人」(昭和31年1月10日)によると、後日世話人会において、技術的な制約から、塔開業時のテレビ電波発射目的としてはNHK 単独での使用となった。

³ 北海道新聞記事「札幌にテレビ塔」(昭和30年11月26日)。

⁴ 当時の名称。現在は「株式会社さっぽろテレビ塔」。

⁵ 特定重要公文書『昭和31年 第2回臨時 札幌市議会会議録』(簿冊コード2013-0421)。

⁶ 電電公社(現・NTT)によるテレビ放送の中継回線。

①第3条で塔体に関する市・会社・NHK それぞれの利用目的を述べ、市は「建屋の一部に事務室設備を設置」すること、また会社は「建屋及び展望台等を観光施設として利用運営」するとしている。②第6条で竣工予定を昭和32(1957)年6月末とし、このうち塔体本体は昭和31年10月末日完成予定とし、他の工事の妨げにならない限りテレビ塔全体の完成前でもテレビ電波発射のために使用できるとしている。③第7条で総工費を1億7千万円とし、また第8条で市が会社に1千万円出資するとしている。

このうち②の竣工時期については、実際には昭和32年7月末にずれ込み、観光施設としてのテレビ塔開業は同年8月24日となった。またテレビ電波発射については、昭和31年10月下旬に鉄骨組立てを完了し、さらにテレビアンテナを取り付けてテレビ塔開業前の同年12月22日からテレビ放送が開始された『二十年史』:15)。

また③については、契約締結の翌月8月29日に「テレビ塔設置に伴う契約に基く協定」として、建設総工事費1億7千万円のうち市が2千万円、会社が1億円、NHKが5千万円を負担することと、その負担時期についての協定が結ばれている。市の負担金については、テレビ塔2階の一部を市交通局分室として市電・市バスの定期券売り場や路線バスの輸送指令などに用いる⁷『二十年史』:36)ことから、契約案の審議と同じ昭和31年札幌市議会第二回臨時会の議案第2号「昭和三十一年度札幌市交通事業会計予算補正(交第一号)」として審議された。本件は公営企業委員会の審査を経て、交通事業会計の第2款自動車運送事業費第1項建設改良費として2千万円の補正予算措置とすることが原案可決された。実際の負担金支払いは昭和31年度に1千万円、昭和32年度に繰越事業として1千万円、いずれも交通事業会計で処理された⁸。

市有地であるテレビ塔敷地については、会社とNHKに対してそれぞれ「一坪当月額百円としたものの三分の一相当額」を使用料として市へ支払うこ

とが『関係書類』内の別紙計画書に記されている。契約について審議した昭和31年市議会第二回臨時会の会議録では、市有地使用料についての質問に対して市長が、会社とNHKの2者がそれぞれ三分の一ずつ負担することは決まっているが具体的な金額は協定で決める、と答弁している⁹。会議録に添付されている計画書(『関係書類』と同一)には上述の「一坪当月額百円」が記載されているが、これはあくまで計画であり正式には7月の契約書締結時に決定したのかもしれない。後日、北海道新聞記事「安過ぎるテレビ塔の地代」(昭和32年9月26日)は、前述計画書と同じ金額を示したうえで、同年3月制定の「札幌市都市公園条例」における大通公園の占用料の1%以下である、と厳しく批判していることから、敷地使用料は実際に計画書通りとなったようである。しかし「一坪当月額百円」の根拠は不明である。

『関係書類』にはさらに、塔体及び塔屋施設について、市・会社・NHKの所有部分を明確にするため、持分関係に関する協定書(昭和33年4月21日市長決裁、同年5月28日締結)が綴られている。協定書では、エレベータシャフトを除く塔体は会社とNHKの共有とし、付属建屋2階の一部を市の分割所有とするなどの事項が定められた。

以上のように、テレビ塔設置に関して市がどのように関わっていたのかについては、下記2点にまとめられる。①計画段階では、世話人会や発起人会を通じて、市は直接あるいは間接にテレビ塔設置や運営会社設立準備に関与した。②設置段階では、市は契約に主体的に関わり、建設費の一部を費用負担し、運営会社への出資を行い、建屋の一部を市交通局の事務所として利用し、市有地である敷地の使用料を会社及びNHKから徴収する、など塔設置及びその後の施設利用について直接間接両面で関わった。また、計画段階から市議会での市長答弁、契約書の内容など一貫して、塔の設置目的に観光施設としての位置づけを明示し、市にとってのテレビ塔の意義を明確にした。

⁷ 後の昭和37年(1962)3月1日にテレビ塔内の定期券発売所を交通局大通分室に移し(日塔総編 1968:39)、そのスペースを会社が買い取りグリルを開設した『二十年史』:72)。

⁸ 「大通営業所(テレビ塔内)建築費負担金」として決算書に記載されている(札幌市 1956, 1957)。

⁹ 前掲特定重要公文書『昭和31年 第2回臨時 札幌市議会会議録』。

2. 鉄塔のはずのテレビ塔の脚元はなぜコンクリートなのか

テレビ塔は鉄塔というイメージが一般的だろう。しかし塔の脚元を間近で観察すると、コンクリートで作られているように見える。また当館所蔵写真(【図1】)でも、塔体の脚元から三階の少し上までとそこから上で、塔の骨組みの太さが違うことがわかる。



【図1】テレビ塔の脚部
当館所蔵写真 AY00314(昭和 35 年 7 月撮影)を部分拡大

『関係書類』には、テレビ塔開業から1年と少し経過した昭和 33 年 10 月、札幌テレビ放送(以下、STV という。)がテレビ放送のため設備をテレビ塔に設置するため、市・会社・NHK と STV の 4 者により取り交わされた覚書(10 月 21 日市長決裁、同月 30 日約定)が綴られている。本契約を締結する前に覚書を取り交わした理由は、STV が早急に工事に取り掛かりたいこと、そのため関係者間で契約詳細を検討する時間がないためとされている。この覚書は 9 項目からなるが、その 5.には STV の費用負担でテレビ塔鉄塔に補強工事を施すことが記されている。同年 12 月 27 日に契約書及び協定書が締結され、鉄塔使用料や敷地使用料などについて定められている。

このことに関連して、北海道新聞記事「テレビ塔の補強工事、スマートからガッシリへ」(昭和 33 年 12 月 9 日)に、「地面から二階展望台の床まで」と「三階展望台屋上から地上三十四メートルまで」の、むき出しだった鉄骨に鉄筋コンクリートを巻き立てて補強することが記されている。

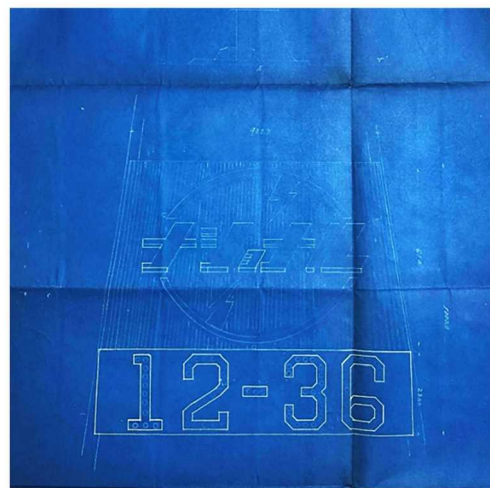
すなわち、【図 1】で太く見える部分は、鉄骨に鉄筋コンクリートが巻き立てられた SRC 構造¹⁰の箇所であり、テレビ塔を STV が共同利用するにあたり実施した補強工事に由来するものであった。

蛇足になるが、テレビ塔の脚部については日本コンクリート学会北海道支部も注目しており、学会誌に研究報告が収録されている〔上田多門ほか 2019〕。テレビ塔は、歴史的コンクリート建造物の一つとしても認識されていたのである。

3. 時報装置はいつ設置されたのか

テレビ塔の開業当時と現在の姿を見比べると、開業時には時報装置がなかったことに気が付く。時報装置はいつ、どのような経緯で設置されたのだろう。

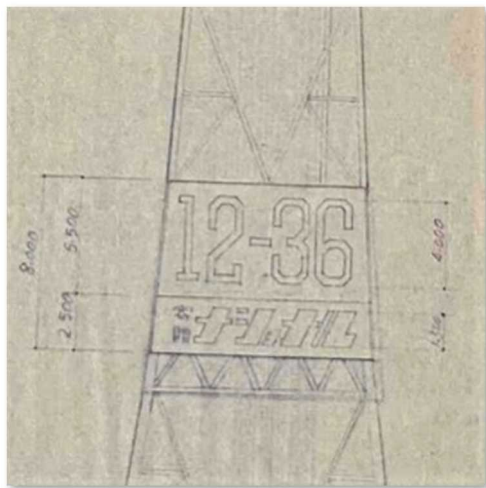
『関係書類』には「テレビ鉄塔に時報装置を設置の件」(昭和 34 年 11 月 16 日)という、会社から市長宛の文書が綴られている。内容は、「各方面から要望もあり」テレビ塔に時報装置を設置したいが、会社のみでは困難なところ、「この度松下電器産業株式会社の御厚意」により時報装置の寄贈が見込めるため、関係各所に設置認可の申請をするとともに市にも承認してほしい、というものである。デザイン案の図面も付されている(【図 2】)。



【図2】昭和 34 年案
部分拡大

しかしこの文書には赤鉛筆で「保留」と記されている。実はこの時の会社から北海道への申請は「公共性を持つものとしてみとめられない」と却下され

¹⁰ 鉄骨鉄筋コンクリート(Steel Reinforced Concrete)構造の略。



【図3】昭和36年案
部分拡大

た『二十年史』:90)。市としては北海道への申請状況を見てから判断しようとしていたのかもしれない。

この計画が具体化するの、昭和36(1961)年5月である。『関係書類』にはNHK・会社間の協定書と図案(【図3】)が綴られており、会社が設置する時報装置を塔体共有者のNHKが承認するという形をとっていること、時報装置の許可が北海道屋外広告物条例¹¹に基づくものであること、市(市長)は立会人という立場であることが協定書から読み取れる。

【図2】と【図3】を見比べると、寄贈者会社名の大きさがかなり異なり、この点が昭和34(1959)年案では公共性を認められなかった理由とされたようである。北海道との折衝を続けた結果、会社名表記を控えめにした昭和36年案が許可された(同前)。そのデザインのとおり設置された様子を【図4】に示す。



【図4】時報装置
当館所蔵写真H-00444(昭和44年1月撮影)を部分拡大

この時報装置が点灯開始されたのは昭和36年10月12日という(同前)。

なお、時報装置に表示される企業名は、その後「National」→「Panasonic」と変遷している。

おわりに:テレビ塔設置の意義を考える

本稿では『テレビ塔関連書類綴』をもとに、テレビ塔への本市の関わりを3つの観点から考察した。

第一に、テレビ塔の計画段階から設置(竣工)までについては、地権者として、鉄塔の利用者として、さらには市内に新たに設置される観光施設という位置づけとして、市が主体的に関わった。開業後のテレビ塔は、市議会で市長がいみじくも「繁栄策」と述べたとおり、市の主要観光施設の一つとして、展望台からの眺望や関連キャラクターなど、札幌市民にとどまらず広く全国的に知られる存在へと成長した。

第二に、テレビ塔の下部がSRC構造である点については、STVの鉄塔利用に伴う補強工事に因る。市は、会社やNHKと共にSTVの新規参入を受け入れる立場として、しかし塔体自体は本稿第1章で述べた通り会社とNHKの共有であるため、主に地権者として関わった。このことは市に直接的な利益をもたらすものではないが、日本コンクリート工学会で認知されているように歴史的建築物としての意義や、いわゆる“トリビア”的なテレビ塔への付加価値を与えるものとなった。

第三に、開業当時にはなかった時報装置がテレビ塔に設置されたことについては、当初案は北海道に許可されず、修正案によって許可・設置に至った。ここでの市の関わり方は、許認可者でも塔共有者としてでなく、立会人としての関わり方にとどまった。時報装置は設置以来60年以上、バージョンアップを続けながら大通公園を見下ろしている。周囲の花壇などとあいまって“写真映え”する被写体として、フィルムカメラの時代はもちろん、現在ではスマートフォンで気軽に撮影した写真がSNS上に頻繁に投稿される対象となった。時報装置設置時の市の関与の度合いが小さかったとしても、結果的には観光面で市の大きな財産になった。

¹¹ 昭和25年11月25日条例第70号。札幌市の政令指定都市移行後は札幌市屋外広告物条例(昭和46年12月21日条例第43号・全部改正平成10年10月6日条例第43号、最終改正令和元年7月5日条例第32号)により規制。

以上をまとめて、「札幌市にとってのテレビ塔設置の意義」を考察すると、それは計画段階から期待されていたように「観光施設としてのテレビ塔」であろう。しかも、展望台の眺望のような一般的な観光施設としての意義だけでなく、脚部のコンクリートのような「知る人ぞ知る」要素や、時報装置にみられるような“写真映え”スポットというスマートフォン・SNS時代の新たな観光的価値も加えながら、時代に対応した新たな意義を生み出している。計画初期段階から、テレビ塔は「観光上にも利用しえる“新名所”」としての設置を目指していた『二十年史』³。その目論見は十分に達成されているといえよう。

最後に、本稿で用いた特定重要公文書は、市が市民に対して説明責任を果たすための「記録」であり、市の歩みを跡付ける「市民の財産」でもある。これを永久に保存し、また本稿で試みたように市民にその価値を還元することが当館の存在意義である。

参考文献

札幌市 1956 『札幌市企業会計決算書 昭和31年度』札幌市。

札幌市 1957 『札幌市企業会計決算書 昭和32年度』札幌市。

北海道観光事業株式会社総務部、エーディーシー編 1978 『札幌テレビ塔二十年史』北海道観光事業株式会社(『二十年史』と略記)。

日塔聡編 1968 『札幌市交通事業小史 昭和32年8月から42年12月まで』札幌市交通局。

上田多門ほか 2019 「こんなところにコンクリートが?! 北海道支部「コンクリート秘話調査研究委員会」』『コンクリート工学』57 巻 12 号:942-947 日本コンクリート工学会。

(公文書館専門員 谷中章浩)



専門員1年目のレファレンス体験記

札幌市公文書館には、文書・図書や、写真、絵はがき、地図、新聞スクラップ等、札幌市の歴史に関する資料が多数所蔵されています。それらの資料の中から市民の方の知りたい情報を探すお手伝いをするのが私たち公文書館専門員の業務の一つです。今回は、私が入職してから経験したレファレンスについてご紹介します。

相談者から「50年ほど前の市電¹の路線について、北側と西側(円山方面)がつながるような路線はあったか。実際に運行があったかどうかを問わず、線路として北側と西側で行き来できるようになっていたか知りたい。」というレファレンスの依頼がありました。

他にも、当時の路線の特徴として①「南大通と交差するところで、西側(円山方面)に線路が分岐しており(南北と西でT字になっている状態)、南側から西側への運行ルートはあった。」②「西20丁目通に南北に市電が走っていた。」と情報提供いただきました。

この調査をするにあたり、札幌 LRT の会編『札

幌・市電の走る街』(トンボ出版、平成11(1999)年、当館所蔵図書 No.37638)を参照しました。この本は、歴代の市電の系統図²がまとめて掲載されており、時系列で路線の変遷がわかります。

同書には今から50年ほど前にあたる1970年代の系統図は、全部で5枚掲載されています。これらの5枚を見比べていくことにしました。

まず、特徴①については、5枚の系統図を見る限り、南大通に市電の路線があったことやT字路で分岐していることは確認できませんでした。また、南側から西側への運行ルートも系統図には見当たりませんでした。

ただし、「南側」を“大通より南側”と広く考えれば、豊平方面からすすきの駅、札幌駅前駅を経て北5条を通って、医大病院前駅を結ぶ系統がありました。

したがって、「南大通」や「分岐」の意味も相談者と私とで異なっている可能性があると思います。もしそれらの根拠資料を求められれば、さらに調査をする必要があります。

¹ 札幌市を走る路面電車のこと。

² 路線を示した図。

次に特徴②について当てはまるのは、昭和 45 (1970)年 8 月の系統図【図 1】³⁾のみでした。このことから、相談者がお知りになりたい情報はこの系統図から得られるのではないかと考えました。

系統図を見ると、右上に系統区分と区間の記載があり、複雑に錯綜する線路上のどこからどこまでを市電が通っていたのかがわかります。

系統図で北側から市電が出発している系統区分は、北 24 条駅と教育大前駅の間を往復する系統区分 2 番と新琴似駅前駅とすすきの駅の間を往復する系統区分 7 番の二種類です。両者はいずれも西側(円山方面)には向かっていませんでした。

このことから、北側と西側(円山方面)の直通的の路線はないことがわかりました。しかし、系統区分 2 番も系統区分 7 番も、別の系統区分に乗り継げば西側(円山方面)に行き来できるようになっていました。

乗り継ぎ方法は複数ありました。まず、札幌駅前駅で医大病院前駅と豊平 8 丁目駅を往復する系統区分 3 番に乗り継ぎ、その後、長生園前駅で、円山公園駅と一条橋駅を往復する系統区分 1 番に乗り継ぐ方法。もしくは、三越前駅で降りて西 4 丁目駅

か丸井前駅まで歩いて、系統区分 1 番に乗り継ぐ方法です。上記の昭和 45 年 8 月の系統図を元にした内容をレファレンスの回答として、あわせて『札幌・市電の走る街』のご案内をしました。

今回は、一つの資料で調査を進めましたが、他の資料と併せて多角的に調査することで、より多くの情報を知ることができると思いました。この経験を今後活かして広い視野でレファレンスに取り組んでいきたいと思います。

公文書館では街の変遷がわかる資料を数多く所蔵しています。皆さんもこれらの資料を利用して札幌の街について調べてみてはいかがでしょうか。

参考文献

札幌 LRT の会編 1999 『札幌・市電の走る街』トンボ出版。

札幌市教育委員会編 1981 『さっぽろ文庫・別冊 札幌歴史地図〈昭和編〉』札幌市。

札幌市教育委員会編 1982 『さっぽろ文庫 22 市電物語』札幌市。

(公文書館専門員 米田瑞穂)



【図 1】昭和 45 年 8 月の系統図(札幌市交通局所蔵)

³⁾ ここでは、札幌 LRT の会編『札幌・市電の走る街』p.194 掲載の昭和 45 年 8 月の系統図と同一内容の、札幌市教育委員会編『さっぽろ文庫・別冊 札幌歴史地図〈昭和編〉』(昭和 56(1981)年、当館所蔵図書 No.7028)p.31 掲載の「電車運転系統案内図」(昭和 45 年、札幌市交通局所蔵)を使用した。

シンボルマーク

札幌市公文書館は令和 5 年度に開館 10 周年を迎え、これを記念して当館の PR を目的としたロゴマークを制定しました(本誌最終ページ下部に表示)。

札幌市の様々な部署でその組織を象徴するロゴマーク・シンボルマーク(以下、これを総称して「マーク」という。)が制定されています。当館では3つの組織のマーク制定に関する特定重要公文書計 4 簿冊を所蔵しており、本稿ではこれを紹介します。

1. 『東区シンボルマーク応募作』

東区では、昭和 52(1977)年に区制施行 5 周年と新庁舎の完成を記念しマークを制定することとなり、区民公募を行いました(『広報さっぽろ』東区版昭和 52 年 6 月号より)。特定重要公文書『東区シンボルマーク応募作 1』¹⁾(簿冊コード 2018-0119、昭和 52 年度作成)と『東区シンボルマーク応募作 2』(簿冊コード 2018-0566、昭和 52 年度作成)には、その応募作合計 123 点がまとめられています。

『～応募作 2』には、鉛筆書きで「最優秀」と記載された図案があり、これが現在の東区のマークとなっています【図 1】。この図案の裏面に記載された製作者からのコメントによると「6 つの円は雪の結晶と(中略)中央に“東”の文字を入れ、他の 6 区²⁾とのつながり」を表現しているとされています。



【図 1】最優秀賞図案

なお、この2簿冊ではマークの選定に関する詳細な経緯はわからず、あくまで応募作品をまとめたのみとなっています。

2. 『バラのシンボルマーク』

白石区では昭和 48(1973)年に「バラ」を区の花として定め、その後環状道の中央分離帯にローズアベニューを造成したり、バラを冠した行事を展開していました。しかし、平成 9(1997)年、「区の花がバ

ラであることについて区民の認知度は必ずしも高いと言え難い」として、マークの制作をするに至り、特定重要公文書『バラのシンボルマーク』(簿冊コード 2005-0001、平成 9 年度作成)にその経緯がまとめられています。

図案の制作は広告代理店へ業務委託する方法により行われ、納品された図案(特定重要公文書上で確認できるのは 28 点)から、区長、市民部長ら 15 名からなる「区の花バラシンボルマーク選考委員会」の絞り込み等により、6 点が最終候補となりました。その後、『広報さっぽろ』白石区版平成 10(1998)年 2 月号において、6 点の図案のハガキ投票が呼びかけられたほか、区役所ロビーに設置した応募用紙での投票が実施されました。投票総数はハガキ 1,128 票、ロビー 543 票で、もっとも票を集めた図案が「バラのシンボルマーク」として決定しました【図 2】。

	3 5 4	1 8 2	5 3 6
---	-------	-------	-------

【図 2】マークの決定起案文書より。
ハガキ 354 票、ロビー 182 票を獲得した。

ちなみに、白石区ではこのマーク以前に白石区の木であるポプラの木をモチーフとした「白石区のシンボルマーク」【図 3】を昭和 52 年に制定しています。白石区市民部総務企画課広聴係³⁾に尋ねたところ、区の境界を示す看板や行事等で掲げる旗には「白石区のシンボルマーク」が使用されているものの「バラ…」も区公式のマークであり、使用者が使用したいシーンに応じてどちらも使用されているとのことでした。



【図 3】「白石区のシンボルマーク」
(白石区提供)

3. 『建設局シンボルマーク・ロゴ選定』

平成 19(2007)年、建設局は管理部、土木部、下水道河川部、下水道施設部の4つの部からなる機

¹ 『～応募作 1』はその全体に非公開情報が含まれていることから、令和 9(2027)年度まで非公開を予定している。

² 当時は中央区、北区、東区、白石区、豊平区、南区、西区の 7 区。

³ 「バラのシンボルマーク」の所管は総務企画課広聴係、「白石区のシンボルマーク」の所管は総務企画課庶務係。

構でした。事業は道路・河川・雪・下水道など多岐にわたり、市民のみならず、職員にも全貌がわかりづらい状況にあるとして、“分かりやすく、親しみやすい建設局”を目指しマークを作成することとなり、特定重要公文書『建設局シンボルマーク・ロゴ選定』（簿冊コード2020-0441、平成19年度作成）にその経緯がまとめられています。

図案は建設局職員から公募し、11名から14点の図案が集まりました。その後、建設局全課による1次審査を行い、1次審査上位3点について、建設局長、理事、各部長（担当部長含む）の7名による2次審査が行われました。その結果、土木部職員が作成した図案が採用され、平成20年4月から利用開始となりました【図4】。



【図4】建設局シンボルマーク

マークは4つの四角形からなり、建設局の4つの業務（道路・河川・雪・下水道）を表しており、これらを「Sapporo」の頭文字であるS字型に配置することで、組織の連携を表現しています。

マークは建設局職員の名札や名刺に使用されたほか、マークの利用開始から程なくして発行された行政刊行物『札幌市の下水道 平成20年度』にも使用されていることが確認できます。

しかし、当館で所蔵している行政刊行物においては、平成27(2015)年に発行された『札幌市下水道

事業中期経営プラン2020(案) パブリックコメント実施について』を最後にマークが使用されなくなります。これは、平成28(2016)年に下水道河川部及び下水道施設部が建設局から独立し下水道河川局となったことによるものです。また、マークが象徴する4つの業務を持つ局ではなくなったことにより、マークそのものも利用されなくなったと推測されます。

おわりに

今回紹介した3つのマークは、いずれも図案の制作過程が様々であることがわかります（市民公募、デザイン会社への委託、職員公募。当館のマークは札幌市立大学学生へ図案制作を依頼しており、また異なる制作過程をたどっている）。その時代やマーク制定の目的等によって、制作方法が変化していると考えられます。

札幌市では各区や市有施設のほか、一時的な行事においてもマークが制定されています。制定過程に関する記録が原局でどのように作成・保存されているのか、当館では把握しきれていません。ただ、いずれのマークもその区や施設、行事等を印象付け、市民に親しみを持ってもらうことを目的として制定されているはずです。愛着あるマークが作られた経緯を市民が知ることができるよう、マークに関する公文書は原局で適切に保管もしくは公文書館へ移管し、公開していく必要があると考えます。

（公文書館職員 木村優美）

公文書館利用のご案内

◆開館時間◆

午前8時45分～午後5時15分

（閲覧室での利用請求等の申込は午後4時30分まで）

◆休館日◆

日曜日、月曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

（この他、臨時休館となる場合があります。公文書館ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。）

◆入館料◆ 無料

◆交通アクセス◆

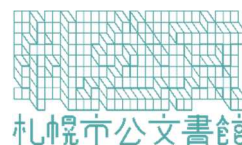
ご来館の際は、公共交通機関をご利用ください。

札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅6・7番出口から徒歩3分

南北線「中島公園」駅1・2番出口から徒歩5分

南北線「すすきの」駅3・4番出口から徒歩11分

公文書館だより 第12号・令和6(2024)年12月
発行 札幌市公文書館 〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目
Tel・(事務室)011-521-0205 (閲覧室)011-521-0207
Fax・011-521-0210
E-mail・kobunshokan@city.sapporo.jp
URL・<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/>
右の二次元コードからもホームページにアクセスできます。



さっぽろ市
02-A01-24-2264
R6-2-1493

